

○防災科学技術研究所契約研究員給与規程

(平成 18 年 3 月 31 日 18 規程第 6 号)

改正 平成 19 年 11 月 30 日 19 規程第 7 号 平成 20 年 12 月 26 日 20 規程第 9 号
平成 22 年 3 月 12 日 22 規程第 1 号 平成 23 年 3 月 31 日 23 規程第 6 号
平成 25 年 3 月 14 日 25 規程第 18 号 平成 26 年 3 月 13 日 26 規程第 5 号
平成 29 年 3 月 29 日 29 規程第 16 号 平成 30 年 3 月 27 日 30 規程第 20 号
平成 30 年 11 月 13 日 30 規程第 88 号

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この規程は、国立研究開発法人防災科学技術研究所所有期雇用職員及び無期労働契約転換職員就業規則(18 規則第 2 号。以下「有期雇用職員等就業規則」という。)第 24 条の規定に基づき、防災科学技術研究所(以下「研究所」という。)に勤務する有期雇用職員等就業規則第 5 条第 1 項第 2 号に規定する契約研究員及び第 3 項第 1 号に規程する契約研究員(無期契約)(以下「契約研究員」という。)の給与について定めることを目的とする。

(法令との関係)

第 2 条 契約研究員等の給与については、この規程その他諸規程に定めのない事項については、労働基準法(昭和 22 年法律第 49 号。以下「労基法」という。)その他の法令の定めるところによるものとする。

(給与体系)

第 3 条 契約研究員等の給与は、基本給、業績手当、通勤手当及び時間外勤務手当とする。

2 基本給は、年額とする

(重複給与の禁止)

第 4 条 契約研究員等が研究所において職を兼ねる場合は、これに対し給与を重複して支給することはない。

(給与の支給日)

第 5 条 給与(業績手当及び通勤手当を除く。以下この条において同じ。)は、毎月 17 日(以下「支給日」といい、その日が休日にあたる場合は、職員(防災科学技術研究所職員給与規程(13 規程第 17 号。以下「職員給与規程」という。)の適用を受ける職員をいう。以下同じ。)に準ずる。)にその月の月額的全額を支給する。ただし、月の初日以外の日採用された者で、採用された日が、当該月の支給日以降の場合は、当該月の給与は翌月の支給日に支給するものとする。

2 業績手当の支給日は、6 月 30 日とする。ただし、支給日が日曜日に当たるときは前々日とし、土曜日に当たるときは前日とする。

(支給方法)

第6条 契約研究員等の給与は、次条の定めるところにより契約研究員等の給与から控除すべき金額を控除し、その残額を、当該契約研究員等の同意を得て原則としてその者の預貯金口座へ振込むことによつて支払うものとする。

(給与の控除)

第7条 次に掲げるものは、給与の支払いの際に控除する。

(1) 法令で定めるもの

所得税、地方税、その他の法令で定めるもの

(2) 労基法第24条第1項ただし書に基づく労使協定によるもの

(死亡による給与の受取人の指定)

第8条 契約研究員等が死亡した場合の給与は、その遺族に支給する。

2 支給を受ける遺族は、労基法施行規則(昭和22年厚生省令第23号)第42条から第45条の定めるところによる。

(非常時における給与の支給)

第9条 契約研究員等が、契約研究員等又はその収入によつて生計を維持する者の出産、疾病、災害、婚礼、葬儀その他これらに準ずる非常の場合の費用に充てるために給与を請求した場合には、その月の給与の支給日前であっても、請求日までの勤務実績に基づき遅滞なく支給する。

(給与の減額)

第10条 契約研究員等が所定勤務時間の一部を勤務しないときは、年次休暇による場合、年次休暇以外の有給の休暇による場合、その他その勤務しないことにつき特に承認のあつた場合を除き、勤務しなかつた期間に相当する給与を減額して支給する。

2 前項の規定による所定勤務時間の一部を勤務しなかつた場合に減額する給与は、勤務しなかつた期間に相当する次条、第12条又は第13条に規定する額とする。

(勤務1日当たりの給与額)

第11条 契約研究員等の勤務1日当たりの給与額は、年額を当該年度に勤務すべき日数で除して得た額とする。

2 前項により算定した金額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げる。

(勤務1時間当たりの給与額)

第12条 契約研究員等の勤務1時間当たりの給与額は、前条第1項に規定より計算された額を7.75で除して得た額とする。

2 前項により算定した金額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げる。

(勤務30分当たりの給与額)

第13条 契約研究員等の勤務30分当たりの給与額は、前条第1項の規定により計算された額を2分の1にした額とする。

- 2 前項により算定した金額に、50 銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50 銭以上 1 円未満の端数を生じたときはこれを 1 円に切り上げる。

第 2 章 給与

第 1 節 基本給

(基本給)

第 14 条 契約研究員等の基本給は、第 1 号又は第 2 号の基本給表によるものとする。

- (1) 契約研究員(研究員型)(有期雇用職員就業規則第 5 条第 1 項第 2 号イの契約研究員(研究員型)をいう。以下「第 1 号契約研究員」という。)基本給表

号俸	年額
	円
1	6,056,400
2	6,877,200
3	7,686,000
4	8,431,200
5	9,219,600
6	10,057,200
7	10,608,000
8	10,988,400

- (2) 契約研究員(技術員型)(有期雇用職員就業規則第 5 条第 1 項第 2 号ロの契約研究員(技術員型)をいう。以下「第 2 号契約研究員」という。)基本給表

号俸	年額
	円
1	3,862,800
2	4,557,600
3	5,204,400
4	5,742,000
5	6,164,400
6	6,646,800
7	7,138,800
8	7,346,400

- 2 第 1 号契約研究員の基本給には、勤務時間を延長し又は休日に勤務させた場合における 1 月あたり 15 時間相当の割り増し賃金を含む。

(号俸の決定)

第 15 条 第 1 号契約研究員の基本給の号俸は、その者の知識経験等の度、その者が従事する研究業務の困難及び重要な度等に応じて、次の各号に定める号俸に決定するものとする。

- (1) 博士課程修了直後の者、又は数年の研究に従事した期間のある者が当該知識経験に基づき研究を独立して行う研究員の職務に従事する場合 1号俸
 - (2) 博士課程修了後、特別研究員制度(特別の法律により設立された法人等によって運営され、主として博士課程を修了した優れた研究者に国立試験研究機関等において研究する機会を提供することを内容とする制度をいう。)等により相当の期間にわたり研究に従事した期間のある者が当該知識経験に基づき研究を独立して行う研究員の職務に従事する場合 2号俸
 - (3) 博士課程修了後、相当長期にわたり研究に従事した期間のある者が当該知識経験に基づき困難な研究を独立して行う研究員の職務に従事する場合 3号俸
 - (4) 高度の専門的な知識経験を有し、研究業績等により当該研究分野において特に優れた研究者と認められている者がその知識経験等に基づき特に困難な研究を独立して行う研究員の職務に従事する場合 4号俸
 - (5) 特に高度の専門的な知識経験を有し、研究業績等により当該研究分野において特に優れた研究者と認められている者がその知識経験等に基づき特に困難な研究を独立して行う研究員の職務又はその知識経験等に基づき研究について相当の範囲にわたり調整、指導等を行う職務に従事する場合 5号俸
 - (6) 特に高度の専門的な知識経験を有し、研究業績等により当該研究分野において特に優れた研究者と認められている者がその知識経験等に基づき特に困難な研究で重要なものを独立して行う研究員の職務又はその知識経験等に基づき重要な研究について相当の範囲にわたり調整、指導等を行う職務に従事する場合 6号俸
 - (7) 極めて高度の専門的な知識経験を有し、研究業績等により当該研究分野において特に優れた研究者と認められている者がその知識経験等に基づき特に困難な研究で重要なものを独立して行う研究員の職務又はその知識経験等に基づき重要な研究について広範囲にわたり統括、調整等を行う職務に従事する場合 7号俸
 - (8) 極めて高度の専門的な知識経験を有し、研究業績等により当該研究分野において極めて優れた研究者と認められている者がその知識経験等に基づき特に困難な研究で特に重要なものを独立して行う研究員の職務又はその知識経験等に基づき特に重要な研究について広範囲にわたり統括、調整等を行う職務に従事する場合 8号俸
- 2 第2号契約研究員の号俸は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める号俸に決定するものとする。
- (1) 大学卒業後の経験年数が4年以下の者 1号俸
 - (2) 大学卒業後の経験年数が4年以上9年以下の者 2号俸
 - (3) 大学卒業後の経験年数が9年以上14年以下の者 3号俸
 - (4) 大学卒業後の経験年数が14年以上19年以下の者 4号俸
 - (5) 大学卒業後の経験年数が19年以上の者で理事長が業績、経験、学歴等を勘案して特に必要と認める者 5号俸又は6号俸

(6) 理事長が業績、経験、学歴等を総合的に勘案して特に必要と認める者 7号俸又は8号俸

3 第2項に規定する研究に従事した期間及び前項に規定する経験年数は、当初の採用時点をさすものとする。

4 前条に規定する年額は、雇用予定期間が4月1日から翌年3月31日までのものとする。

5 理事長が契約研究員の業績、経験、学歴等を勘案して特に必要と認める場合は、前条第1項及び本条第1項から第2項までの規定にかかわらず基本給の決定ができる。

6 経験年数の取扱については、職員に準ずるものとする。

(基本給月額)

第16条 基本給月額は、前条第1項から第2項の規定により決定した号俸による基本給又は前条第5項の規定により決定した基本給の額を12で分割した額とする。

(年度途中の採用の場合の基本給)

第17条 契約研究員が年度途中における月の初日に採用された場合の基本給は、前条の規定による基本給月額とし、契約研究員が採用された月に応じた次表に定める割合を基本給月額に乗じて得た額を、その者の基本給とする。

採用月日	割合
5月1日	11
6月1日	10
7月1日	9
8月1日	8
9月1日	7
10月1日	6
11月1日	5
12月1日	4
1月1日	3
2月1日	2
3月1日	1

2 契約研究員が年度途中における月の初日以外の日採用された場合は、前条の規定による基本給月額から、第11条の規定により算出した勤務1日当たりの給与額に採用された日以後当該月において勤務を要する日乗じて得た額に、採用された日の属する月の翌月以降から雇用予定期間末月までの月数に応じた前項の規定による割合を乗じて得られる額を加えた額をその者の基本給とする。

(年度途中の離職の場合の基本給)

第18条 契約研究員が年度中途において離職した場合の基本給は、次に掲げるとおりとする。ただし、死亡により退職するときは、その月の基本給月額の全額を支給し、その月の翌月以降から雇用予定期間末月までの第5条に規定する支給日に支給する予定

であった基本給月額合計額を、その者が既に決定されている基本給より減じた額をその者の基本給とする。

(1) 月の末日に離職する場合は、その月の翌月以降から雇用予定期間末月までの第5条に規定する支給日に支給する予定であった基本給月額合計額をその者が既に決定されている基本給より減じた額

(2) 月の末日以外に離職する場合は、第11条に規定する勤務1日当たりの額に離職の日後の当該月において勤務しない日数(有期雇用職員勤務時間等規程第11条に規定する休日を除く。)を乗じて得た額と、発令された日の属する月の翌月以降から雇用予定期間末月までの第5条に規定する支給日に支給する予定であった基本給月額合計額をその者が既に決定されている基本給より減じた額をその者の基本給とする。

第2節 手当

(業績手当)

第19条 業績手当は、防災科学技術研究所事務系有期雇用職員及び無期労働契約転換職員評価実施要領第4項に定める評点「S」若しくは「A」に該当する職員の中から理事長が極めて優秀な業績を上げたと判断した者に対して支給する。

2 業績手当の支給額は200,000円の範囲内としその支給額は理事長が別に定める額とし、次項で定める財源の範囲内において支給する。

3 業績手当の財源は、6月1日に在職する契約研究員の基本給の総額に1000分の3.7を乗じて得た額を財源とする。

(通勤手当)

第20条 通勤手当は、職員給与規程第27条第1項に規定する通勤手当の支給要件に該当する契約研究員に支給する。

2 前項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給に関し必要な事項は、職員の例による。

(役職手当)

第21条 役職手当は、職員給与規程第22条に規定する役職手当の支給要件に該当する契約研究員に支給する。

2 前項に規定する年額は、雇用予定期間が4月1日から翌年3月31日までのものとする。

3 役職手当月額、年度途中の採用の場合の役職手当及び年度途中の離職の場合の役職手当の取り扱いについては、基本給の例による。

(時間外勤務手当)

第22条 所定勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、所定勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第12条に規定する勤務1時間当たりの給与額に所定勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じた割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算

した割合)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。ただし、その時間数が第14条第2項に定める時間数を越える部分に限る。

(1) 所定勤務時間が割り振られた日及び休日(法定休日を除く。)における勤務

100分の125

(2) 法定休日における勤務

100分の135

- 2 前項第1号に該当する時間(第14条第2項に定める時間数を含む。)が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、前項第1号にかかわらず100分の150(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の25を加算した割合)を乗じた額を時間外勤務手当として支給する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。
(特別研究員及び特別技術員給与規程の廃止)
- 2 防災科学技術研究所特別研究員及び特別技術員給与規程(13規程第25号。以下「特別研究員等給与規程」という。)は、廃止する。
(地震防災フロンティア研究センター契約職員謝金支給規程の廃止)
- 3 地震防災フロンティア研究センター契約職員謝金支給規程(13規程第31号。以下「契約職員謝金規程」という。)は、廃止する。
(特別研究員等給与規程等の廃止に伴う経過措置)
- 4 平成18年3月30日に特別研究員等給与規程又は契約職員謝金規程の適用を受けていた者で、この規程の施行期日(以下「施行日」という。)においてこの規程の適用を受け引き続き従来と同様の業務に従事する者で理事長が平成17年度給与との均衡を考慮して必要と認める者については、第14条第1項及び第15条第1項から第3項までの規定にかかわらず、理事長が定める額を基本給とする。
(三木単身赴任手当に関する経過措置)
- 5 施行日においてこの規程の適用を受ける者であって、平成18年3月30日において三木単身赴任手当の支給を受けていた者の三木単身赴任手当の支給については、なお、従前の例による。

附 則(平成19年11月30日 19規程第7号)

この規程は、平成20年1月1日から施行する。

附 則(平成20年12月26日 20規程第9号)

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条及び第 4 条の規定は、平成 21 年 5 月 21 日から施行する。

附 則(平成 22 年 3 月 12 日 22 規程第 1 号)

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 3 月 31 日 23 規程第 6 号)

(施行期日)

1 この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 平成 23 年 3 月 31 日にこの規程の適用を受けていた者で、この規程の施行期日において契約の更新により引き続きこの規程の適用を受け従前と同様の業務に従事する者にあつては、第 14 条第 1 項及び第 15 条第 1 項から第 3 項までの規定にかかわらず、更新前額を基本給とする。

附 則(平成 25 年 3 月 14 日 25 規程第 18 号)

(施行期日)

1 この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

(給与の特例)

2 平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの間(以下「特例期間」という。)においては、規程第 14 条に定める基本給表は、次に定めるとおりとする。

(1) 契約研究員(研究員型)基本給表

号俸	基本給(年額)
1	5,535,540
2	6,118,176
3	6,853,068
4	7,545,900
5	8,088,228
6	8,845,068
7	9,340,980
8	9,686,376

(2) 契約研究員(技術員型)基本給表

号俸	基本給(年額)
1	3,396,288
2	4,064,808
3	4,671,612
4	5,247,564

5	5,655,528
6	5,897,928
7	6,353,916
8	6,559,776

- 3 特例期間における、規程第15条第5項の決定については、職員給与規程の一部を改正する規程(24規程第7号)附則第2項に基づく支給減額率を勘案して決定する。
- 4 特例期間における、契約研究員給与規程の一部を改正する規程(23規程第6号)附則第2項の適用を受ける契約研究員の基本給については、平成23年3月31日に適用を受けていた基本給にかかわらず、以下の表に定める額とする。

(1) 契約研究員(研究員型)基本給表

平成23年3月31日に適用を受けていた号俸	基本給(年額)
1	5,577,816
2	6,013,032
3	6,682,620
4	7,276,956
5	7,898,952
6	8,304,780
7	8,829,912
8	9,319,320

(2) 契約研究員(技術員型)基本給表

平成23年3月31日に適用を受けていた号俸	基本給(年額)
1	4,001,952
2	4,761,888
3	5,497,824
4	5,765,124
5	6,433,596
6	6,921,684

附 則(平成26年3月13日 26規程第5号)

この規程は、平成26年3月13日から施行する。

附 則(平成29年3月29日 29規程第16号)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月27日 30規程第20号)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成30年11月13日 30規程第88号)

この規程は、平成30年11月13日から施行する。